

公園施設及びスポーツ施設の次期指定管理者公募に向けた
サウンディング型市場調査実施要領

1 サウンディング型市場調査について

「サウンディング型市場調査」（以下「調査」という。）とは、市が予定している事業の検討に当たって、民間事業者等から広く意見・提案を求め、市場性の有無や民間のアイデア等を把握するために実施するものです。

2 調査の目的

公園施設及びスポーツ施設の管理運営に当たっては、令和8年度に次期指定管理者の公募を予定していることから、施設の今後の管理運営に関して民間事業者等の皆様から幅広く、ご意見・ご提案をいただきたく調査を実施します。

なお、本調査はあくまで意見交換の場であり、対話への参加実績及び対話内容が事業者公募の選考に影響を与えるものではありません。

3 調査の対象

事業名等	公園施設及びスポーツ施設の管理運営事業
対象施設	津久井又野公園、相模湖林間公園、小倉テニスコート、小倉プール、名倉グラウンド、ふじのマレットゴルフ場
概 要	別紙「相模原市公園施設及びスポーツ施設の概要（案内図、利用実績、収支の概要等）」のとおり
対話内容 （主なもの）	（１）施設のグルーピング（募集単位）について （２）実施事業について （３）施設の管理運営について
対象者	事業主体となる可能性がある団体またはそれらを構成員とするグループ等

※詳細については、次ページ以降をご確認ください。

4 実施スケジュール

内 容	実 施 時 期
実施要領の公表	令和7年9月26日（金）
事前説明会	令和7年10月15日（水） 14時 ～ 16時
現地見学会の開催	「5（2）対象施設の現地見学会」をご参照ください。
対話参加の申込み	令和7年10月15日（水）～令和7年10月24日（金）
資料提出【任意】	対話実施日の5営業日前まで
対話の実施	令和7年11月17日（月）～令和7年11月20日（木）
結果の公表	令和7年12月（予定）

5 対話までの流れ

（1）事前説明会・現地見学会の開催

事業概要及び対話の趣旨について、事前の説明会及び現地見学会を開催いたします。
参加を希望される方は、別紙1「事前説明会参加申込書」に必要事項を記載しEメールに添付の上、期日までに下記申込先へお申し込みください。

※事前説明会への出席は対話参加の必須条件ではありません。

※Eメールの件名は「【事前説明会申込】（団体名）」としてください。

【日 時】令和7年10月15日（水） 14時から16時まで

【場 所】津久井総合事務所本館3階 第2会議室
（相模原市緑区中野633）

【申込期限】令和7年10月8日（水）17時まで

【申 込 先】相模原市市民局スポーツ施設課
sp-shisetsu@city.sagamihara.kanagawa.jp

（2）対象施設の現地見学

【見学期間】令和7年10月16日（木）から令和7年10月23日（木）

※スポーツ施設の見学可能時間は各施設の開館時間内とします。

【見学に当たっての条件】

- ・スポーツ施設の見学を希望する場合は、必ず事前に担当課（スポーツ施設課（津久井地域班）/電話：042-684-3257（直通））と調整してください。
- ・スポーツ施設の見学の際は各施設の事務所に声をかけてから見学をしてください。
- ・公園施設については事前の調整は不要です。自由に見学をしてください。
- ・見学範囲は原則一般利用者が通常立ち入ることができる範囲までとします。
- ・施設利用者に支障が出ないように注意してください。
- ・写真撮影は自社資料に留めることを条件に可能とします。ただし、管理事務室内の撮影はできません。また、来所者や一般利用者が写真に写り込まないように配慮をお願いいたします。

(3) 対話参加の申込み

別紙2「エントリーシート」に必要事項を記載し E メールに添付の上、申込期間中に上記申込先へお申込みください。

※Eメールの件名は「【対話申込】(団体名)」としてください。

【申込期間】令和7年10月15日(水)から令和7年10月24日(金)17時まで

(4) 資料提出(任意)

資料の作成及び提出は求めませんが、「7 対話内容」に対し、効果的な対話を行う上で必要だと考える場合に作成、提出をお願いします(任意様式)。

※提出の場合は、Eメールへ添付の上、期日までに上記申込先へご提出ください。

※Eメールの件名は「【資料提出】(団体名)」としてください。

【申込期限】対話実施日の5営業日前(土・日曜日及び祝日を除く)までとします。

(5) 対話の実施

知的財産保護の観点から、対話は個別に実施いたします。

【日 時】令和7年11月17日(月)から令和7年11月20日(木)までの期間で、30分から1時間程度。

(対話参加の申込み後、対話日時は別途調整いたします。)

【場 所】津久井総合事務所内の会議室を予定しております。

【実施方法・対話内容等】 「7 対話内容」以降をご確認ください。

6 実施事業の概要

(1) 施設の概要

別紙「相模原市公園施設及びスポーツ施設の概要(案内図、利用実績、収支の概要等)」をご参照ください。

(2) 施設の管理運営に係る市の考え方

ア 設置目的及び現状

相模原市のスポーツ施設は、スポーツの振興及び市民の健康増進を図ることを目的として、公園は人々のレクリエーションの空間となるほか、良好な都市景観の形成、豊かな地域づくりに資する交流の空間など多様な機能を有する都市の根幹的な施設として設置しています。

スポーツ施設においては市民の日常のスポーツ活動の拠点として、公園施設においては豊かな緑を有するオープンスペースとして、幅広い世代の多くの市民に利用されています。

平成18年度以降、順次、指定管理者制度による管理運営が行われており、指定管理者の創意工夫により、施設の特性(公園内にある四季折々の緑や花又は競技に応じた施設形態)を活かした事業や、多様な主体(地域団体や企業、大学等)と連携した活動を行っています。

イ 課題

- ・現在、施設をまとめて指定管理者を募集していますが、指定管理者にとって管理運営のしやすいグルーピングとなっているか検討が必要と考えます。

- ・スポーツ施設においては、スポーツの楽しさに触れる機会の創出に関連した、施設の魅力向上につながる事業を行うことが必要と考えます。
- ・公園施設においても、より一層の利用増加や公園の魅力向上に向けて、各公園の特性を生かした自主事業の実施が必要と考えます。
- ・コロナ禍以降、スポーツ施設の利用率は徐々に回復傾向にありますが、より一層の利用率向上に向けた取組が必要と考えます。
- ・利用者が安全かつ快適に利用できる施設環境の実現のため、施設の老朽化や損壊、樹木等の病害虫被害など施設の適切な維持管理への対応が課題となっています。
- ・利用者の声（日常寄せられる利用者からの意見や課題）を積極的に聞き、適切な対応や解決策の提示を行い、施設運営に反映させるための手法が課題となっています。
- ・収益UPにつながる自主事業の取組が必要と考えます。

ウ 予定している事業手法

指定管理者制度を想定していますが、より効率的・効果的な手法があれば検討を行います。

（３）前提条件

ア 指定期間

５年（令和９年４月１日から）

イ 事業スケジュール案

令和７年度 サウンディング型市場調査

令和８年度 指定管理者の公募

令和９年度 事業開始

７ 対話内容

主に次の項目について、自らが事業の主体等として参加することを前提に、実現可能なご意見・ご提案をお願いいたします。

対話の際には、「主な対話項目」に沿って、ご説明・ご提案をお願いします。その後、市から質問し、または参加者からの質問に対して回答させていただく形式で対話を実施します。また必要に応じて、対話実施後に追加対話（書面による対話を含む）等を実施させていただく場合がありますので、ご協力をお願いいたします。

※一部、お答えいただけない項目・内容があっても構いません。

【主な対話項目】

項目	内容
(1) 施設のグルーピング（募集単位）について	(1) 管理運営を行う上で効果的なグルーピングについて
(2) 実施事業について	(1) 施設の魅力向上、収益 UP につながる自主事業について (2) 地元の団体等と連携、協働した事業について ・各種団体や小中学校等との連携、協働 (3) その他、施設を活性化するための事業、PR 広報等について
(3) 施設の管理運営について	(1) 施設の利用率を上げるための取組について (2) 利用者から頂いた意見に対する対応について (3) 施設利用者のマナー向上策、マナー違反者に対する対応について (4) 施設の老朽化への対応について ・老朽化を防ぐ維持管理手法 ・効果的な修繕方法 ・公園遊具や樹木への定期的な点検業務 (5) 運営体制について ・配置人員数、職員体制等 (6) 収入を上げる（支出を下げる）ための取組について (7) 事業経費について
(4) その他	(1) 令和3年度の指定管理者募集要項について ・前回の募集要項の中で参入するに当たり、課題と 感じる事項 (2) 提案内容を実現するために必要な条件（市への 要望等）について (3) 公園に求められる便益施設（飲食施設等）について

8 留意事項

(1) 対話及び対話内容の取扱いについて

対話への参加実績は、事業者公募における評価の対象となりません。

対話内容は、今後の検討の参考とさせていただきます。但し、双方の発言とも、あくまでも対話時点での想定のものとし、何らの約束をするものではないことをご了承ください。

(2) 対話に関する費用の負担について

対話参加に要する費用は、提案者の負担とします。

(3) 追加対話への協力

対話実施後に追加対話（書面による対話を含む。）等を実施させていただく場合がありますので、予めご了承ください。

(4) 実施結果の公表について

対話の実施結果については、概要をホームページ等で公表いたします。

公表にあたっては、提案者の名称及び知的財産に係る内容は原則として公表いたしません。また、公表内容を提案者に対し事前に確認を行います。

※「相模原市情報公開条例」その他関係法令の規定に従い、提案の内容については情報公開の対象となる場合があります。

(5) 参加除外条件について

次のいずれかに該当する場合は、対話に参加することはできません。

ア 相模原市暴力団排除条例（平成 23 年 12 月 26 日条例第 31 号）第 2 条第 4 号に規定する暴力団員等、同条第 5 号に規定する暴力団経営支配法人等又は第 7 条に規定する暴力団員等と密接な関係を有する（法人その他の団体にあっては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が暴力団員等と密接な関係を有する）と認められる者

イ 神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号）第 23 条第 1 項又は同条第 2 項に違反している事実がある者

9 参考資料

(1) 相模原市公園施設及びスポーツ施設の概要【案内図、位置図、利用者の推移等】

(2) 事業報告書、収支決算書【過去3か年程度】

(3) 令和3年度相模原市指定管理者募集要項

<https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/shisei/1026766/seido/1026770/shiteikanri/1028782/1033429.html>

(4) 現指定管理者が運営している施設のホームページ

公益財団法人相模原市まち・みどり公社（津久井又野公園等）

<https://www.sagamiharashi-machimidori.or.jp/>

(5) 各施設の設置条例等

各施設の設置条例及び施行規則については、市ホームページにてご確認ください。

<https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/shisei/1026766/reiki/index.html>

- 相模原市都市公園条例
- 相模原市都市公園条例施行規則
- 相模原市立グラウンド等スポーツ施設に関する条例
- 相模原市立グラウンド等スポーツ施設に関する条例施行規則

10 問い合わせ先

（スポーツ施設に関すること）

連 絡 先：相模原市市民局スポーツ施設課津久井地域班

所 在 地：相模原市緑区与瀬896 相模湖総合事務所2階

電話番号：042-684-3257

F A X：042-684-3618

E-mail：sp-shisetsu@city.sagamihara.kanagawa.jp

（公園施設に関すること）

連 絡 先：相模原市環境経済局環境部津久井地域環境課

所 在 地：相模原市緑区中野633 津久井総合事務所2階

電話番号：042-780-1404

F A X：042-784-7474

E-mail：tsukui-kankyou@city.sagamihara.kanagawa.jp